

平成30年3月16日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

保健福祉局

目 次

ページ

1	地方独立行政法人神奈川県立病院機構の体制について.....	1
---	-------------------------------	---

1 地方独立行政法人神奈川県立病院機構の体制について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「病院機構」という。）理事長の解任手続きについて、平成30年2月28日の厚生常任委員会で報告を行ったが、その後の状況について報告する。

1 病院機構理事長の解任について

病院機構の土屋了介理事長について、地方独立行政法人法の規定に基づき解任を行った。

(1) 根拠法令

地方独立行政法人法第17条第2項柱書

(2) 解任年月日

平成30年3月7日

(3) 解任理由

ア 病院機構が設置する神奈川県立がんセンター（以下「がんセンター」という。）では、放射線治療医が平成30年1月末までに4名退職する見通しとなり、放射線治療及び重粒子線治療の診療継続が危ぶまれる状況にあった。そのため、病院機構及びがんセンターでは、放射線治療医の確保が極めて重要な喫緊の課題となった。

イ こうした状況の中、対象者は、次の(ア)から(オ)までに掲げる行為を行った。

(ア) 病院機構役員に対する年末年始の挨拶において、病院機構が組織として事実認定していない、一方的な見解を主張するとともに、挨拶原稿の一部を外部に提供した。

(イ) 県の「地方独立行政法人神奈川県立病院機構の医療の提供体制に関する調査委員会調査結果報告書」に対する反論書を、病院機構内部の意見を集約しないまま作成し、県に提出するとともに、記者会見の場で公表した。同反論書において、病院機構が組織として事実認定していない一方的な見解を主張した。

(ロ) 上記(イ)の反論書において、病院機構監事による「監査結果報告書」に対して、「極めて偏頗的、且つ、拙速に作成され県に提出された」「規程に則っていないのはむしろ監事の方であろう」など、病院機構組織としての監査結果に対する認識と異なる、一方的な見解を主張した。

(ハ) 病院機構が組織として事実認定していないにもかかわらず、病院機構の医師らが違法行為を行ったとする一方的な見解を主張し、これを理由として、行政処分を求める旨の文書を厚生労働省に提出した。

(ニ) 平成30年2月から同年3月までの医師確保対策に成果をあげるとともに、同年4月以降の医師確保に取り組んでいた、がんセンター病院長を降格させる人事異動を、病院機構内部の検討を経ず、かつ、病院長に明確な理由を説明することなく強行した。翌開院日朝には、人事異動に係る周知文や人事異動通知書が、病院玄関ほか院内の患者や職員目に容易に触れる複数個所に貼り出され、病院内が騒然とする事態に陥った。

上記のような対象者の一連の言動を受け、平成30年2月5日、病院機構副理事長ほか幹部職員から、理事長の解任を求める緊急声明が発表され、また、がんセンター副院長ほか職員一同から、知事あてに善処を求める旨の書面が提出された。

ウ 対象者の一連の行為によって、対象者と病院機構役職員との信頼関係は大きく損なわれ、がんセンターにとどまらず、病院機構全体の組織運営における著しい混乱が生じ、このことにより、現下の喫緊の課題である医師確保及び診療継続に支障をきたしかねない状況に陥った。

これらのことを総合的に判断すれば、対象者は、県民に対する高度・専門医療や地域医療を安定的に提供するという、公共性の高い事業を担う病院機構の理事長として、十分な資質を有していないといわざるを得ず、このことは、地方独立行政法人法第17条第2項柱書の「その他役員たるに適しないと認めるとき」に該当するものと認められる。

2 病院機構の現在の体制

理事長が欠員となったことに伴い、地方独立行政法人法第13条第2項及び病院機構定款第8条2項の規定に基づき、平成30年3月7日付けで康井制洋副理事長が職務代行者となった。

地方独立行政法人法（抜粋）

第十三条 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（以下略）

病院機構定款（抜粋）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（以下略）